

保護預り(セーフティケース)規定

第1条(セーフティケースの使用)

この保護預りでは、保管物は当組合所定のセーフティケースに収納したうえ、そのセーフティケースを預けてください。

第2条(保管物の範囲)

- (1) セーフティケースには、次に掲げるものを収納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をお断りすることがあります。
- (3) セーフティケースには、次に掲げるものを収納することができません。
 - ① 現金、その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの
 - ② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
 - ③ 破損しやすいもの

第3条(利用目的の確認)

- (1) セーフティケースの契約の締結または利用等に当たっては、預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、保管物が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) セーフティケースが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第4条(契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第5条(手数料)

- (1) この保護預り手数料(以下「手数料」という。)は、当組合所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年1月の当組合所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から契約期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

第6条(鍵の保管)

セーフティケースに付属する鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ預け主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。なお、正鍵の複製はできません。

第7条(セーフティケースの受け渡し等)

- (1) セーフティケースの受け渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が当組合所定の開封依頼書に届出の印章により記名押印して保護預り証書(以下「証書」という。)とともに提出してください。
- (2) セーフティケースの受け渡しまたは保管を依頼するときは、セーフティケースが施錠されていることを確認してください。
- (3) セーフティケースの開錠および施錠は、正鍵を使用して行ってください。
- (4) 保管物の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。また、セーフティケースは、その場所以外へは持出さないでください。

第8条(届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。

第9条(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 10 条(証書、印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合のセーフティケースの受け渡しは、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

第 11 条(セーフティケース等の変更)

第 10 条第 2 項の場合またはセーフティケース（錠前を含む）の毀損・不調が生じた場合に、当組合がセーフティケースまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 12 条(印鑑照合等)

証書、開封依頼書、諸届その他の保護預り取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてセーフティケースの受け渡しその他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、使用される正鍵について、当組合は確認する義務を負いません。

第 13 条(損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により、保管施設の故障等が発生した場合には、セーフティケースの受け渡しに応じられないことがあります。このために生じた損害について当組合は責任を負いません。
- (2) 第 1 項の事由による保管物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第 14 条(反社会的勢力との取引拒絶)

このセーフティケースは、第 15 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 15 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第 15 条(解約等)

- (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、この証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうへ提出してください。また、セーフティケースおよび正鍵は直ちに返却してください。なお、証書、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 10 条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合からの解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をとってください。第 4 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 預け主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき
- (3) 第2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこのセーフティケースの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえセーフティケースを返却してください。
- ① 預け主がセーフティケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預け主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 第1項、第2項または第3項によるセーフティケースの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日に属する月までの手数料相当額を月割計算によって支払ってください。この場合第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を返却の日に第5条第1項の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。
- (5) 第1項、第2項または第3項によるセーフティケースの返却、正鍵の返却等の手続が3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用してセーフティケースを開錠のうえ、保管物を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合はセーフティケースの開錠に際して公証人等に立会いを求めることができます。これに要する費用は預け主の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、第5項の処分代金をこれに

充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。

第 16 条(保管物の一時引き取り等)

- (1) セーフティケースの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が保管物の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 第 1 項の事由が生じたときは、当組合は預け主にあらかじめ通知することにより当組合の本支店または当組合が相当と認める第三者にセーフティケースの保管を委託することができるものとします。

第 17 条(緊急措置)

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用してセーフティケースを開錠し、臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 18 条(譲渡、転貸等の禁止)

- (1) この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) この証書、セーフティケースおよび鍵は、譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

第 19 条(保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について預け主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第 20 条(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 第 1 項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上